

I 総論

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

区では、平成 15 年 3 月に練馬区障害者計画（平成 15 年度～22 年度）を策定し、障害者施策の具体的な取組や数値目標を明確にし、障害のある方の地域での自立生活を総合的・計画的に支援してきました。

また、平成 17 年 10 月に身体・知的・精神の 3 障害一元化のサービス提供、就労支援の強化、地域移行の促進等をめざす障害者自立支援法の成立を踏まえ、平成 18 年 3 月に練馬区障害者計画の改定および第一期障害福祉計画の策定を行いました。平成 21 年 3 月には第一期障害福祉計画の必要な見直しを行ない、第二期障害福祉計画を策定しました。

さらに、練馬区基本構想（平成 21 年 12 月）、練馬区長期計画（平成 22 年 3 月）において、「だれもが安心して暮らせる社会」、「障害者の自立した生活」をめざし、引き続き障害のある方の自立を支援する取組を推進してきました。

国は平成 21 年 12 月に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者自立支援法の定率負担などの課題、障害者権利条約批准に伴う諸法の整備を行う観点から、障害者福祉制度の抜本的な改革についての検討を進めています。

制度改革の検討範囲は、障害者計画の根拠法である障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の制定、差別禁止法の制定等多岐に渡っており、障害者施策は再び大きな転換期を迎えています。

一方で、国の動向等については十分に踏まえつつも、これまで区が進めてきた障害のある方の地域での自立を支援する取組については、引き続き行っていく必要があります。また、平成 22 年 6 月に行った障害者基礎調査など、障害のある方の生活状況や意向などを十分に踏まえながら、施策を進めていく必要があります。

こうした状況の中、区では障害者基本法に規定する障害者計画と障害者自立支援法に規定する障害福祉計画の性格をあわせ持つ計画として、「練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画」を一体的に策定することといたしました。

(2) 計画期間

練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画の計画期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年です。

なお、障害者総合福祉法（仮称）の施行により、計画期間中に計画を見直す場合があります。

(3) 計画策定の進め方

障害者計画懇談会における検討などを通じて区民意見等の把握に努めるとともに、庁内に検討委員会を設置し、障害者計画・第三期障害福祉計画の策定を進めました。

① 区民意見等の把握

ア 障害者計画懇談会の開催

【期間】平成 22 年 4 月～平成 23 年 11 月（計 11 回開催）

【委員】29 名（公募区民、障害者団体、事業者、行政、医療、学識経験者）

イ 障害者基礎調査の実施

【期間】平成 22 年 6 月実施

【対象】身体・知的・精神障害者、施設入所者から、5,000 名を無作為抽出

【方法】郵送によるアンケート形式

ウ 団体ヒアリングの実施

【期間】平成 22 年 8 月～9 月

【対象】20 団体（障害者団体、特別支援学校 PTA 等）

【方法】意見書の提出および聴き取り

② 庁内での検討体制

ア 障害者計画検討委員会の開催

【期間】平成 21 年 11 月～

【回数】9 回（平成 23 年 12 月まで）

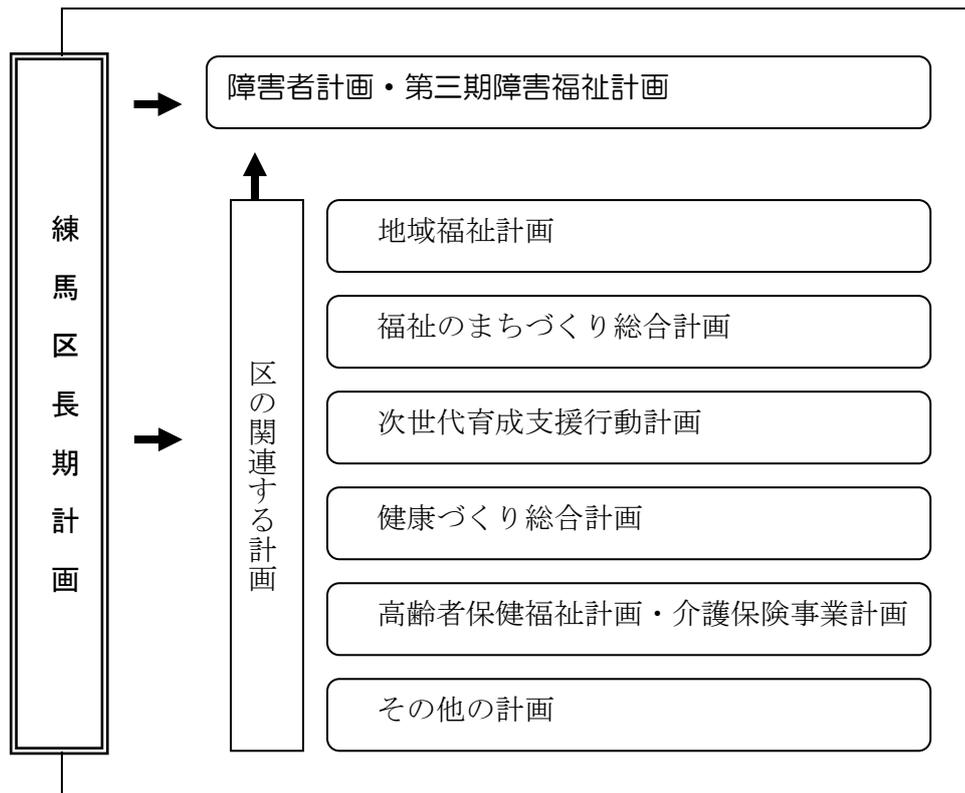
イ 分科会の設置

【設置】平成 22 年 11 月～23 年 3 月

【分科会】・相談支援分科会 ・障害者サービス分科会
 ・就労支援分科会 ・社会生活支援分科会

(4) 他計画との関係

障害者計画・障害福祉計画は、区の長期的・総合的な計画である長期計画（平成22年度～26年度）の障害者施策に関する部門別計画として位置づけられています。この計画は、つぎの関連計画と整合性を保ちながら策定しました。



(5) 計画目標

「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざします。」

(6) 計画目標の趣旨

○ 障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法では、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざしています。この考え方にに基づき、練馬区においても障害者施策の基本的な指針を構築します。

○ 「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し」とは、

障害は誰でも起こりうるものであり、障害のある方は社会的障壁により、さらに日常生活等に制限を受けることとなります。

障害があるという理由で、差別されたり、偏見を持たれたりすることなく、一人ひとりの個性と人格を尊重し、擁護する必要があります。

○ 「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会」とは、

障害の種類や程度にかかわらず、地域のなかで、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって、自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

○ 「自立」とは、

単に、「就労による自立」、「日常生活の自立」、「社会生活の自立」という形態的なことだけでなく、「障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、自分らしい生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」を意味します。

* 社会的障壁…日常生活・社会生活に制限を加える事物、制度、慣行等のこと。

(7) 基本理念

計画目標の実現をめざし、「あんしん」・「いきがい」・「つながり」を基本理念として設定します。

この3つの基本理念を横軸とし、さまざまな施策や事業を進めることで、障害のある方の地域での自立した生活を支援します。

◆ あんしん

だれもが安心して暮らすことができるよう、必要な支援や仕組みを整備することが重要です。

このため、自己決定・自己選択のもと必要なサービスや支援を利用できるように、相談支援の充実や十分な情報提供、サービスの質の向上に取り組みます。

また、障害のある方の高齢化や、家族の高齢化等で家庭の養育力が低下するいわゆる「親亡き後」などの課題、雇用・住居・災害時対策などのさまざまな課題に取り組みます。

◆ いきがい

生きがいをもって暮らすことが、その人らしく豊かな生活を送ることにつながります。

このため、地域の一員として主体的に活動できるように、社会参加を支援する仕組みの充実に取り組みます。

また、その人らしい自己実現が図られるように就労支援や余暇支援、日中活動、地域活動などの多様な選択肢を広げていくことに取り組みます。

◆ つながり

自立した生活を送るためには、地域や関係機関などがいろいろな形でつながり、支援のネットワークを作ることが重要です。

このため、障害のある方とない方が、ともに尊重し支えあえる地域づくりを、「気づき」や「共感」の視点を大事にした障害理解・啓発活動により取り組みます。

また、障害のある方・家族、近隣住民などの助け合い、障害者団体などの取組を支援し、多層的な支援の充実に取り組みます。

(8) 施策展開の視点

計画目標、基本理念および改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画の進捗状況のもと、次期計画については次の視点を踏まえながら施策を展開していきます。

① ライフステージを踏まえた支援の充実

障害のある方が地域で自分らしく、いきいきと暮らすためには障害福祉サービスなどの個々の事業の充実と、それを本人やご家族のニーズに応じて効果的に組み合わせることでいく相談支援の充実などが求められます。

障害者基礎調査や団体ヒアリングの結果からも、各分野における施策の充実が求められており、これまでも区では障害福祉サービスなどの基盤整備を図ってきました。

施策の充実を求める声の背景には、「高齢化にともなうさまざまな課題」「親亡き後に象徴される家庭などの介護力の課題」といったものがあげられます。

また、課題は高齢期にだけあるのではなく、療育・保育・教育の充実を求める幼年期、学齢期の課題、就労や日中活動の充実を求める成人期の課題があります。

一方で、幼年期、学齢期、成人期等のライフステージごとの課題だけでなく、福祉サービスや医療、住まいなどの課題はどの年代にも共通したものとなっています。

このようなことから、障害者支援の充実を図るためには、ライフステージを通じて一貫した支援体制を構築することが必要です。引き続きライフステージに応じた課題に対応していくとともに、障害のある方の将来の生活などを踏まえながら、次のステージに移る際に支援が途切れることのないように、各機関が十分連携を取り円滑な移行を図ることが必要です。

また、こうした仕組みを機能させるためには、本人主体、権利擁護の観点などを踏まえた相談支援の充実や、福祉サービスなどに関わる人材の確保・育成が重要です。

② 地域のつながりによる支援の充実

障害者基礎調査によると、「今後も練馬区に住み続けたいか」の問に対し、「住み続けたい」と答えた方の割合が、約7割（施設入所者を除く）となっています。このことは、多くの方が「住みなれた地域で暮らし続けたい」との表れだと思われます。

区では、これまで地域生活に必要な基盤整備を進め、また、施設や精神科病院で長期にわたり入所・入院している方の地域移行について、総合福祉事務所・保健相談所・障害者地域生活支援センターの相談支援などを通じて進めてきています。

障害のある方の地域生活を支援するためには、引き続き、福祉サービスの充実に

努めるとともに、保健・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を強化する必要があります。

一方で、地域生活は公的なサービスのみで支えられるものではなく、地域や近隣住民の理解のもと、住民同士が支えあう取組が重要になってきます。特に東日本大震災の発生以降、地域生活における安全・安心を求める声が大きくなっていることから、多面的な支援体制の構築が重要になってきています。

このため、公的サービスを効率的に利用しながら、障害のある方自らも地域との関係づくりに取り組むことや障害者団体を通して、障害理解・啓発活動に取り組むことなど、住民同士が支えあう地域での見守り支援の整備を進める必要があります。

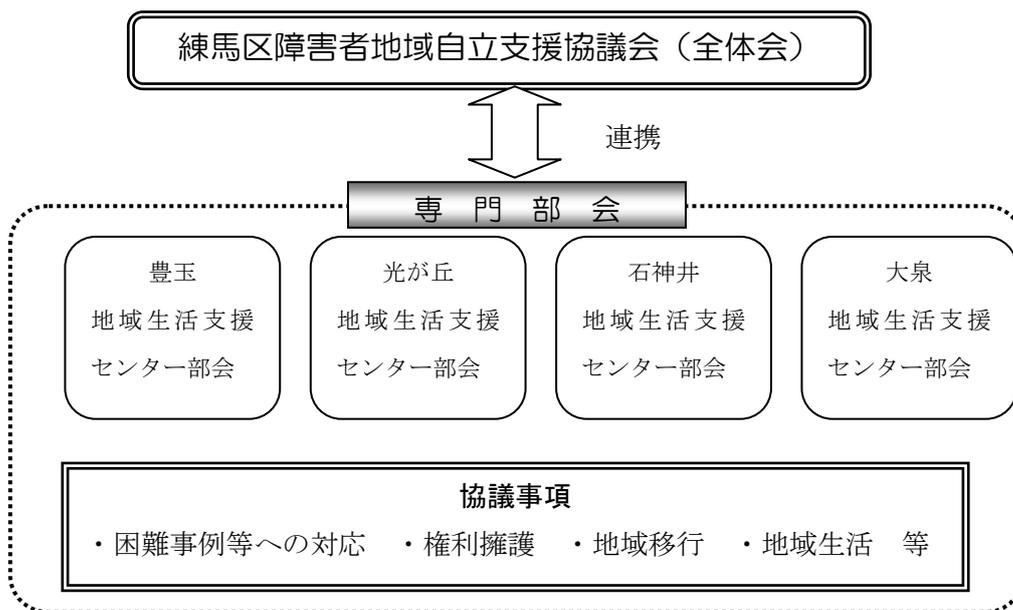
(9) 計画の推進体制

障害者地域自立支援協議会は、障害者の自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として設置しました。

改正障害者自立支援法（平成 22 年 12 月 10 日公布）により、「障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聴くよう努めなければならない」とされ、同協議会の機能充実が図られました。このため、障害者計画・第三期障害福祉計画（平成 24 年度～26 年度）の策定について意見を求めました。

計画策定後は、障害者自立支援協議会の場を活用して計画の進捗状況の確認やそこから導き出される課題の明確化、次期計画策定への課題等の抽出などの進行管理を行っていきます。

あわせて、障害のある方の生活状況や意向などを把握するための調査や、障害者団体等から意見等を聴く団体ヒアリングを定期的を実施し、計画を推進していきます。



2 現況と課題

(1) 障害者施策の動向

平成 18 年 4 月から、身体・知的・精神の 3 障害に関するサービスの一元化、利用者本位のサービス体系への再編や就労支援の抜本的強化等を内容とした障害者自立支援法が一部施行、同年 10 月から全面施行されました。

しかし、障害者自立支援法の施行によりサービス利用やサービスの基盤整備が進んだ反面、障害者関係団体などの関係者から施設サービスが訓練と介護に大別されたことや利用者負担のあり方などの課題があることが指摘されました。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准をめざす動きなどと合わせ、障害者に関する制度の抜本的改革を行うために、国は、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、推進本部のもとに「障がい者制度改革推進会議」を設置しました。

同会議では、「障害者の範囲」や「共生社会の実現」などの基本的な方向性の検討に加え、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の制定（平成 25 年 8 月までに施行）、差別禁止法の制定などについて検討を行ってきました。

なお、制度改革等の検討、障害福祉施策の見直しまでの間の、さまざまな課題等に対応するため、平成 22 年 12 月に障害者自立支援法や児童福祉法などの障害者に関する関係諸法が一括で改正されました。

改正の内容は、利用者負担を原則応能負担とすること、発達障害者・高次脳機能障害者が障害者自立支援法の対象となることを明確化し、難病の者等に対する支援を検討すること、相談支援の充実、障害児支援の強化、サービス類型の一つとして「同行援護」の創設などが盛り込まれました。

平成 23 年 6 月には障害者虐待防止法が成立（施行は平成 24 年 10 月）しました。障害者に対する虐待の定義を定め、虐待防止のための体制整備を進めるための法律です。

平成 23 年 8 月には、制度改革の検討を踏まえ、改正障害者基本法が施行されました。「相互に尊重し合う共生社会の実現」を法の目的とし、障害者の定義を「障害および社会的障壁」によるものと規定し、また差別の禁止を明確化するといった内容に改められています。さらに、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災での経験等を踏まえ、新たに「防災・防犯」に関する項目が加えられ、地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、必要な施策を進めることとなりました。

さらに、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の成立・施行に向けて検討を進めています。

(2) 改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画期間中の状況

① ケアマネジメントによる相談支援の充実

平成 22 年 5 月に、4 か所目となる障害者地域生活支援センターを開設し、総合福祉事務所（4 所）や保健相談所（6 所）での相談窓口とあわせて、障害のある方やその家族などからのさまざまな相談に対応する体制整備を図りました。

また、所内での相談だけでなく、訪問による相談や地域に出向いての相談などにも取り組み、相談支援により各種のサービスを組み合わせ、障害のある方の地域生活や地域移行を支援しています。

さらに、発達障害、高次脳機能障害等への専門的な相談に対応するため、(仮称)こども発達支援センターの整備、中途障害者支援事業の実施に向け、事業のあり方を検討する懇談会を設置し検討を行うなど準備を進めてきました。

平成 19 年度に設置した、相談支援をはじめとする地域の障害保健福祉関係者の連携を図る障害者自立支援協議会は、その下部組織に専門部会を設置し（平成 21 年度）、困難事例や地域生活移行、権利擁護などの切り口から地域課題について検討を行っています。

② サービスの質の向上

利用者の障害特性や個別のニーズへの対応力・専門性の向上を図り、サービスの質を高める必要があります。サービスの質を高める取組は、障害者サービス事業者においては第三者評価の実施や従事者研修の実施・受講などにより行われています。区においても、区内事業所ヘルパーを対象とした従事者研修会を実施し、サービスの質の向上に取り組んできました。

また、通所施設では、その事業目的を達成するために、就労支援技術の向上や工賃の増額などへの取組を行っています。

一方で、質の向上への取組は、事業規模などの関係で事業所単独で行うことは厳しい面があり、効果的に進めるには事業者間で連携することが必要です。そこで、事業者間の情報交換・共有や従事者の資質の向上を図るため、平成 21 年度に「練馬区障害福祉サービス事業者連絡会」が設立され、区は運営支援を行っています。

さらに、サービス従事者の人材確保に向け、障害福祉サービス事業者の就職面接会・相談会を実施し、円滑に就職につながるよう努めています。

これらの取組を踏まえ、障害特性や生活状況に対応し、高い専門性を持った福祉人材を確保・育成するため、「(仮称)障害福祉人材育成・研修センター」の整備を、練馬区長期計画において計画化しました。

③ 法内事業への移行と機能の充実

障害者自立支援法では、既存の事業は平成 23 年度末までに法に規定する事業（法内事業）に移行することとされています。区立の福祉園・福祉作業所については平成 21 年 4 月に法内事業移行が完了しています。さらに福祉作業所については、就労継続支援 B 型事業に加えて就労移行支援事業を併設する多機能化を進めています。

民間施設についても、区と事業者との協議などを経て法内事業移行が進んできています。

法内事業移行後は、介護や訓練等の利用者ニーズに応えるサービス提供に努めるとともに、あわせて受入枠増を図るなど、事業の拡充を図ってきています。

さらに、これまで区内になかった自立訓練事業所や精神障害者を利用対象とする就労移行支援事業所が開設されるなど、多様なニーズに対応できる基盤整備が進んできました。中途障害者を対象とした自立訓練は、中途障害者支援事業として平成 25 年度から心身障害者福祉センターにて実施することとしています。

また、区立福祉園（直営 2 園）および心身障害者福祉センターでは、医療的ケアが必要な重症心身障害者の受け入れを行っています。

④ 精神障害者施策の充実

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行には、保健相談所、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターの関係機関が相談支援などを通して、また各機関が連携しながら取り組んできました。地域移行後も引き続き、関係機関がネットワークを組みながら地域生活を支えるための支援を行っています。

これらの支援の成果については、庁内に設置された退院促進検討会で情報共有・課題の検討などを行い、退院促進と地域生活移行の推進を図っています。

また、身体・知的・精神の 3 障害一元化を柱とする障害者自立支援法の施行により、居宅系サービスなどの利用が精神障害においても大幅に伸びるなど、地域での生活を支えるための体制づくりが進められてきました。

また、公的なサービスの充実とあわせて地域での理解を進め、地域で支える環境を整えるために、ボランティア養成講座などを実施しています。

⑤ 障害児支援の充実

これまで、幼児教室や児童デイサービスなどでの療育、保育園や学童クラブでの障害児の受け入れ、小中学校への特別支援学級の設置を進め、障害児支援の拡充に努めてきました。

各機関では、心身障害者福祉センターとの連携や独自の巡回相談などを通じて、発達に心配のある子に対する支援の体制強化を図っています。

障害児や発達に心配のある子の支援を行うためには、保健・福祉・保育・教育などの関係機関が連携し、幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援を切れ目なく実施することが必要です。

区では、障害児や発達に心配のある子への支援をさらに充実させるために、(仮称) こども発達支援センターの整備を計画しており、平成 22 年には整備基本計画を策定しました。今後、(仮称) こども発達支援センターを核として関係機関と連携し、障害児やその家族に対して、適切な療育や支援を進めることとしています。

⑥ 障害者就労支援の強化

障害者就労支援の強化を図るため、練馬区障害者就労促進協会(通称「レインボーワーク」)を一般財団法人として体制を強化し、一層就労支援に取り組むことができる環境を整えました。

また、区内で就労移行支援事業を行う事業所は 9 か所となり、各事業所がその特徴を活かしながら就労支援を行っています。就労継続支援 B 型事業所等においてはレインボーワークと連携しながら就労支援を進めています。

さらに、レインボーワークでは区全体の支援力の向上を図るため、就労支援ネットワーク会議や就労支援セミナーを実施するとともに、就労を希望する方を適切に支援につなげるために、就労支援や相談支援などを行う関係機関による「就労マネジメント会議」を試行的に実施しています。今後は、本格実施に向け取り組んでいきます。

また、働き続けるための支援として、レインボーワークと区内事業所等とが連携して余暇支援事業を実施しています。

(3) 団体ヒアリングでのご意見

練馬区長期計画（平成 22 年度～26 年度）における障害福祉に関する施策をもとに、ヒアリングを実施しました。

施策 251 「総合相談体制を構築する」
施策 252 「サービス提供体制を拡充する」
施策 253 「障害者の就労を促進する」
施策 254 「障害者の社会参加を支援する」

①「総合相談体制を構築する」に関すること

- 障害者地域生活支援センターが、総合相談窓口として機能するような、また、サービス等利用計画作成のための体制整備が必要である。
- 気軽に相談できる窓口を作ってほしい。
- 高次脳機能障害や発達障害の相談に対応できる専門性の高い相談窓口が必要である。

②「サービス提供体制を拡充する」に関すること

- 障害の状況に応じて、サービスを柔軟に提供する必要がある。また、医療的ケアが必要な重度障害者でも利用できるサービスを拡充する必要がある。
- 通所施設などの日中活動の場やグループホームなどの居住の場を拡充する必要がある。
- 障害児の放課後や夏休み中の居場所作り・支援の充実を図る必要がある。
- 高齢障害者が安心して生活できるように、障害者サービスだけでなく高齢者サービスの利用を促進する必要がある。

③「障害者の就労を促進する」に関すること

- 就労支援の強化とともに、今後は職場定着のための支援が重要となる。このため、ジョブコーチの育成や派遣体制の整備を進める必要がある。
- 定着支援や離職者への対応のためには、就労支援機関や相談支援機関の連携が不可欠である。
- 工賃増額のため、自主生産品の販路拡大や官公需の拡大、共同受注システムの構築等を行う必要がある。

④「障害者の社会参加を支援する」に関すること

- 地域や障害者相互の理解の促進のため、啓発活動や研修会を行う必要がある。
- 入所・入院者の地域生活移行、高齢障害者や親亡き後の暮らしを支援するため、住まいの場や相談支援の充実を図る必要がある。
- 社会参加の促進のため、移動支援やコミュニケーション支援の拡充を図る必要がある。
- 災害時の安全な避難や避難所の整備について、災害弱者である障害者が安心できるような対策を講じる必要がある。

(4) 障害者地域自立支援協議会からのご意見

障害者自立支援法の改正で、障害福祉計画の策定・改定にあたっては、障害者自立支援協議会の意見を聴くように努めることとする規定が盛り込まれました。

このため、障害者自立支援協議会から、障害者計画・障害福祉計画策定について、以下のとおり意見がありました。

- ① 障害者が地域で自立した生活を送れるよう、日中活動系サービス・居住系サービス・居宅系サービスの質と量の両面の充実を図る必要がある。
- ② 障害者は障害種別・程度・年齢等に応じて、地域生活に必要な社会資源が異なっている。それを踏まえたうえで、個々に応じて相談支援を始め、様々な地域の社会資源をネットワーク化させる必要がある。
- ③ 障害者が地域で自立した生活を送るには、障害福祉関係機関によるものだけでなく、様々な人的・物的支援が必要である。障害福祉関係機関以外に対しても、情報提供や障害理解・障害啓発の取組を充実させていく必要がある。

3 障害者計画懇談会からの提言

改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画の進捗状況や、障害者基礎調査等による障害のある方のご意向・生活状況などをもとに、障害者計画懇談会において障害者計画・障害福祉計画策定に向けて検討し、ご提言をいただきました。

(1) 総論に関すること

① 基本理念について

- 1 基本理念は、誰もがわかりやすく施策を横断的に展開する表現となることが望ましい。「あんしん」「いきがい」「つながり」は基本理念として適切である。
- 2 一方で、「気づき」、「生活」等の重要なキーワードがあるため、「あんしん」「いきがい」「つながり」の中に、これらの視点を盛り込むべきである。
- 3 障害者権利条約の趣旨をわかりやすく、共有できるように表現し、基本理念・総論に盛り込むべきである。

② 計画目標について

- 1 改定練馬区障害者計画の計画目標を継承すべきである。
- 2 計画の対象を限定して受けとられないよう、表現を工夫する必要がある。

(2) 各論に関すること

① 総合相談体制を構築するについて

- 1 障害者本人を中心として、本人の思いがかなえられるようなケアマネジメント体制の整備を進める必要がある。
- 2 わかりやすい、相談しやすい相談窓口作りを行う必要がある。
- 3 基幹相談支援センターを中心とし、地域の関係者・機関の連携を強化する必要がある。

② 居宅系サービスを充実するについて

- 1 ホームヘルプの支援ニーズへの対応、提供体制を強化する必要がある。
- 2 安定した地域生活のため、ショートステイの整備を進める必要がある。
- 3 さまざまな障害特性に対応できるサービス提供体制を整える必要がある。

③ 日中活動系サービスを充実するについて

- 1 通所施設等の量的な整備と機能の充実を行う必要がある。
- 2 利用者の高齢化への対策を講ずる必要がある。
- 3 介護や訓練だけでなく、柔軟な対応が可能な施設サービスの創設が必要である。

④ 居住系サービスを充実するについて

- 1 グループホーム等の量的な整備と重度化・高齢化の対応を進める必要がある。
- 2 グループホーム等の整備を進めるために、関係機関の連携を進めるとともに、助成の仕組みを強化する必要がある。
- 3 グループホーム等での生活や、独居の方などの生活を支援する仕組みを充実させる必要がある。

⑤ サービスの質の向上について

- 1 (仮称) 障害福祉人材育成・研修センター整備にあたっては、必要な人材等を明確にして進める必要がある。
- 2 サービスの向上を図るためには、利用者と事業者等が十分に意思疎通を行う仕組みづくりが必要である。
- 3 人材育成には、行政の支援や事業者間での情報共有を進める必要がある。

⑥ 障害児支援を充実するについて

- 1 療育のための事業所の整備を進める必要がある。
- 2 子どもの状況により、療育や統合された場での支援等を適切に組み合わせ、障害児支援を進める必要がある。
- 3 教育や保健、福祉、地域等の連携を進めることで、障害児支援の充実を図る必要がある。

⑦ 障害者就労を促進するについて

- 1 就職のための支援に加え、働き続けるための支援を強化する必要がある。
- 2 区の就労支援の向上を図るために、練馬区障害者就労促進協会の強化や就労移行支援事業所等への支援が必要である。
- 3 工賃増額のための取組を強化する必要がある。

⑧ 社会生活支援を推進するについて

- 1 地域生活移行・定着を進めるためには、社会基盤の整備と関係機関の連携強化が必要である。
- 2 障害者が生活しやすくなるよう、関係者のネットワーク作りや、地域の団体・個人の力を活用する必要がある。
- 3 障害者がスポーツや生涯学習等の活動に十分取り組めるよう、運営の仕組み等を検討する必要がある。

⑨ 安全な暮らしを支えるについて

- 1 障害者、支援者、事業者等も地域防災に積極的に関わることで、障害者を地域で見守り、支援する体制を強化する必要がある。
- 2 福祉避難所や施設等においては、障害特性などに配慮した設備や備蓄品を備える必要がある。
- 3 避難所や事業者等に応じた災害対応マニュアルの整備と災害情報伝達の仕組みを整備する必要がある。

⑩ 福祉のまちづくりを推進するについて

- 1 とともに理解を深める「気づき」を進めていく必要がある。
- 2 地域を支える中心となる地域の民間団体の活動を支援する必要がある。
- 3 だれもが暮らしやすいまちとするため、家庭や行政、団体、ボランティア等の連携を強化する必要がある。

⑪ 障害者医療を推進するについて

- 1 障害特性等に合わせた医療体制の整備や関係機関の連携が必要である。
- 2 かかりつけ医の推進や医療機関での障害理解を進める取組を行う必要がある。
- 3 地域移行や地域での安定した生活のため、訪問による医療その他の支援を進める必要がある。

計画の体系図

